

(仮称) 八尾市男女共同参画推進条例 検討方針

1. **条例検討の目的**

八尾市のまちづくりに男女平等・男女共同参画を一層浸透させ、すべての人が個人として尊重されるとともに、個性と能力を発揮し、互いに協力し合って責任も共に担う男女共同参画社会の実現に向けて、本市の基本理念と方向を示し、市の責務と市民・事業者の役割等を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定め、男女共同参画社会づくりに寄与することを目的とする。
2. **検討の背景**

男女共同参画社会基本法（平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号）第 9 条に地方公共団体の責務として、国に準じた施策を講じることが求められており、また第 10 条には国民の責務が明記されている。
3. **本市の位置づけ**

平成 21 年度市政運営方針中の「2・2 誰もが安心して生活できる環境づくり」と第 9 期実施計画に、今年度重点施策と位置づけられている。
4. **検討の方法**

学識経験者・専門家 3 名と団体推薦の市民 4 名、公募市民 3 名の計 10 名から成る「八尾市男女共同参画推進条例検討委員の会」を設置し、国の男女共同参画社会基本法を始め大阪府の男女共同参画推進条例、並びに先進自治体の同様条例を調査・研究し、本市として相応しい条例のあり方・内容について意見を聞き、これを参考に条例案を検討する。
5. **検討のスケジュール**

平成 21 年 5 月 12 日	男女共同参画推進本部
6 月 18 日	第 1 回男女共同参画推進条例検討委員の会
	検討委員の会をこの間 3 回開催
9 月	男女共同参画推進本部（庁内意見を聴取）
	市民意見提出制度（パブリック・コメント）を実施予定。
平成 21 年 10 月	第 5 回男女共同参画推進条例検討委員の会
6. **議会への提案**

平成 21 年 12 月定例市議会に提案の予定
7. **条例に盛り込む事項**

（予定）

 - ・本市として、男女共同参画を推進していくにあたっての基本理念
 - ・市の責務、市民の役割、事業者の役割等、各々の責務や役割
 - ・本市の男女共同参画施策の基本的な事項
 - ・男女共同参画審議会の設置